

# 「新しい働き方」に基づくキャリア教育論の失調可能性に関する一考察

—生存保障に着目して—

原田拓馬\*

A Study on the Disorientation of Career Education Theory Based on “New Ways of Working: Focusing on Life Security”

HARADA Takuma\*

(Received September 27, 2024)

本研究の目的は、初等中等教育段階の子ども期において、COVID-19 パンデミックを契機として新たに展開される可能性のある「新しい働き方」の台頭を前提としたキャリア教育を推進することが地方若年層の地域移動を伴うキャリア形成に対していかなる問題を与える可能性があるのかを、社会学の知見に基づきながら、特に「生の無条件保障」に焦点を当てて批判的に考察を試みることである。その一つの考察として、今後拡大が見込まれる「新しい働き方」を実践する U ターン者がクリエイティブワーカーやハイパフォーマーとして想定され、その存在がキャリア教育の俎上に載るとき、都市部からの撤退的 U ターン者から地元という一つの安全な居場所を失わせてしまう可能性があるといえる。

## 1 COVID-19 以降の「新しい働き方」の台頭

本稿の目的は、初等中等教育段階の子どもを対象にいわれる「新しい働き方」の台頭を前提としたキャリア教育を推進することが地方若年層の地域移動を伴うキャリア形成に対していかなる問題を与える可能性があるのかについて、社会学の視点に基づき考察を試みることである。

2024 年 4 月 24 日、有識者グループである人口戦略会議（議長：三村明夫氏、副議長：増田寛也氏）が「令和 6 年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」を発表した。このレポートは、2014 年 5 月に日本創成会議（座長：増田寛也氏）が示した「消滅可能性都市」リストの 10 年後を検証するものである。今回のレポートでは前回

「消滅可能性都市」として挙げられた 896 自治体のうち（ただし福島県を除く）、今回それを脱却した自治体が 239 あったと指摘された。その一方で、新たに該当した自治体は 99（福島県を含む）にのぼり、計 744 の自治体が「消滅可能性自治体」として挙げられた。人口減少にあえぐ自治体の存在が明示され、より一層の危機感を与えることとなった。

人口の変動には死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の二つの側面がある<sup>①</sup>。地方若年層（15～34 歳）は、キャリア形成に伴う地域移動や家族形成など自然増減・社会増減の両面において地域人口に変動をもたらす主要変数として捉えられており、地方自治体の人口減少対策及び首都圏一

\* 山口大学教育学部, 〒753-8513 山口市吉田 1677-1, tharada@yamaguchi-u.ac.jp

極集中の是正という論点設定のもと、国及び地方自治体の政策的イシューのターゲットに位置づけられているが、現時点では議論のメニューが半ば拡散的に用意し尽くされた状況にある。

一転して本稿で着目したいのが、COVID-19 パンデミックを契機として議論が加速したようにみえる、いわゆる「新しい働き方」である。「新しい働き方」とは、従来の新卒一括採用・終身雇用にとらわれることなく、兼業・副業、フリーランスといった多様な働き方、テレワーク・在宅勤務といった場所にとられない働き方の総称のことである<sup>9)</sup>。COVID-19 パンデミックを通して、雇用不安や収入減を背景に副業の必要性が議論されるようになり、さらに2020年9月には厚生労働省によって「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定された。また、コロナ禍においては「三密（密閉・密集・密接）」の回避が要請され、不要不急の外出自粛・隔離療養が徹底的に求められた。その反作用として特に第三次産業を中心に企業・団体はクラウドサービスやビデオ会議システムを導入し、2020年代初頭のわずかな期間で、インターネットに接続してオンラインのみで仕事に従事できる環境整備が進むこととなった。

この現代史上の災禍を背景としたワークプレイス環境の劇的な変化が問いかけるものとは、いったい何なのか。COVID-19 パンデミックを契機としたワークプレイス環境の再編及びそこでのノウハウ・経験の蓄積を通して導き出された帰結が、「新しい働き方」のうちの一つ、テレワーク（リモートワーク）である。ポストコロナ期を迎え、人々によるオフィスへの回帰が生じつつある一方で、COVID-19 パンデミックの副産物として、特に第三次産業に従事するホワイトカラーは、オフィスに出勤せず、テレワークを行うことができるという経験を一定程度、しかし一斉に共有したといえる。

18世紀以降の工場やオフィスが持つような空間的特性に基づき「場所」の規定を受ける働き方とは、Place Based Workstyle (PBW) (松下2021, p.122) と表現される。その一方で、COVID-19 パンデミックを背景とした「新しい働き方」、特にテレワークの導入が可能としたのは、「一人の人間が一つのオフィス（場）で一つの仕事をする」という伝統的規範からの人びとの解放である。松下（2021）は、オフィスで働くことを必ずしも前提とせず、オフィスをワークプレイスの一つとして相対化し、働き方に合わせて働く場所が生成されるモードを、Style Based Workplace (SBW) と表現する。そうしたSBWをめぐる議論の具体的帰結は、自宅を生活と仕事の拠点として位置づける Work from Home (WFH) の発想にとどまらない。松下はテレワークの意義を、WFHではなく、自宅やオフィスも含めて、それぞれが自分にとって快適

な場所から働く、Work from X (WFX) のモードにあると指摘する。「そこでは自分が主体的に仕事をコントロールできるし、それが求められる。例えば、花粉症に悩んでいる人が、花粉の時期に花粉のない北海道や沖縄、海外などで仕事をすることや、育児をしている人が、子どもを保育園に送るために午前中は家から仕事をするといったワークスタイルを望むこともできる」（松下 2021, pp.158-159）と指摘されるように、テレワークによって成立する WFX のモードの意義とは、各個人のライフスタイルに対してワークスタイルをより選択的・適合的に設計できる点にある。つまり、18世紀以降の「一人の人間が一つのオフィス（場）で一つの仕事をする」というワークプレイスをめぐる伝統的規範からの人々の解放は、WFX のモードを介することによってライフスタイルとワークスタイルの調和的統合に帰結可能とする、というのが松下の主張だといえる。そうした議論の前提として、テレワークを実施可能とする ICT 環境の構築を一挙に進め、人々に対して共通経験を半強制的に付与したのが、COVID-19 パンデミックだったといえるだろう。

無論、そのような議論の土壌自体は COVID-19 パンデミック以前から存在してきたのはたしかである。響田（2017）は、地方は生活コストが低いために「新しい働き方」の格好の実験場として注目を集めてきたが、それが実質的に拡大しがたいのは、それでも生計を成り立たせるのが難しいためであると指摘する。経済的に持続可能な状態を築くためには、地方コミュニティにおいて「縁故の多い地元出身者」が有力であったり、ワーク・ライフ・バランスを軸に「現在の働き方」と「新しい働き方」の両立を現実的なやり方で調整することが求められるという（響田 2017, p.292）。

さらにマクロな視点で捉えられるとすれば、こうした議論の成立背景に、グローバル化による現代社会の加速化を見ることも可能である。感染症の世界的なパンデミックは国境を超える人々の往来がもたらしたものであり、テレワークを可能とするテクノロジーの多くはグローバル企業のサービスでもある。吉原は、グローバル化のもとに、空と電子の多重的なネットワークに根ざす「社会を越える都市」が出現し、「社会を越える都市」を貫く機制は、都市そのものが脱コンテキスト化される一方で、距離や領域的な広がりが瞬時に解消されていくアーリのいう「瞬間的時間」（Urry 訳書 2006, p.223）とともにある空間の現在性／世界性に深く根ざした状態を伴い、「社会を越える都市」はナショナルな枠組みの「脱全体化」の担い手である点に最大の特徴があると指摘する（吉原 2018, p.113）。グローバル化を背景とした COVID-19 パンデミックによる生活様式の半強制的な変化、それに伴う新たなテクノロジーやサービスの実装に

より物理空間の移動省略を可能としたテレワークの普及は、都市の脱距離化・脱領域化を後押しし、それゆえにこそ、空間的な意味での「地方」を舞台とした「新しい働き方」を、個人・社会の両面からコストを圧縮して成り立たせよう状況をつくりだしたといえる。

そして、ポストコロナ期に突入した現在、こうした議論の延長線上において、地方自治体の喫緊の政策的イシューとして見出されるのが、大都市から地方への人口移動であり、人口減少や地方自治体の消滅への対策としての「地方創生」の可能性である。

以上の議論をキャリア論の観点から検討するために、響田 (2024a) が提起する「ローカルキャリア」の概念を見てみたい。響田は、「ローカルキャリア」概念について「グローバルシティ（日本においては東京圏）を中心とした、国境を超える巨大な経済圏の磁場を離れ、限定された範囲の地域経済圏に根差した暮らしや働き方、人間関係を志向すること、すなわち『ローカル志向』のキャリア形成の在り方」(響田 2024a, p.179) と定義している。この「ローカルキャリア」を生きる人びとの実情として、響田はまず、直近10年の間に、移住者が「仕事を創る」ことのハードルは以前よりも低くなってきたと指摘する。その根拠として、①先行する地方移住第一世代が移住支援の側に回り、行政や地域企業、地元住民を巻き込んだつながりを形成し、後続する「ローカル志向」の若い移住者たちをサポートする環境がある地域が増えてきたこと、②どこの地域でもデジタルワークができる環境が整ってきて、多様な働き方の選択肢が広がってきたこと、③ローカルキャリアを持続可能な形にするためのローカルエコノミーの在り方についての理解が深まり、単一安定雇用を前提としたシングルワークではなく、複数雇用を前提としたダブルワークやマルチワーク、パラレルキャリアやプロボノなどの働き方が、一般企業や公的機関においても受け入れられる機運が生まれてきたこと、などが挙げられている (響田 2024a, pp.193-194)。①の世代間支援は長期間の時間経過を背景とした、地方における人的資本・社会関係資本の蓄積の成果であるといえるが、②及び③は本稿ですでに指摘した通り、特に COVID-19 パンデミックを契機として一挙に加速したといえる。

本稿が問題として提起するのは、そうした「ローカルキャリア」を生きる存在として想定されるのがクリエイティブワーカーやハイパフォーマーに限定されてしまっている、という点である。たとえば、響田 (2024b) が挙げる事例を確認してみると、経済的・社会関係的な事情から物理的な移動を行うことができずに「居住する地域」にこもっている者は、そのことが種々の制約条件にはなる一方で、IT スキルを用いて「移動する地域」とつ

ながり、選択肢を広げる可能性が捉えられている。実際の事例として、プログラミング能力の高い京丹後の高卒者が、京丹後のIT企業に採用され、その企業は京丹後に本社がありながらインドやオーストラリアにいる社員と共同で運営されているというケースが示される。つまり、IT を活用したクリエイティブワークが拡大するなかで、地方にいながら世界とつながる働き方が可能性として指摘されているのである (響田 2024b)。COVID-19 パンデミックを通して地方で「新しい働き方」に従事可能な環境が整備されつつあり、そこで地方出身者が地元へUターンして働く存在として想定されるのが、ハイパフォーマーやクリエイティブワーカーであること。まさにこの点において、とりわけUターン者が単なる人口増加の要因と見なされるだけでなく、パフォーマンスやクリエイティビティの高い仕事を通して「地方創生」に貢献する、というシナリオが構成されている。

しかし、この議論において、今後どこに問題が発露するといえるのか。本稿で焦点を当てたいのが、従来、日本における労働環境の変容に対して中長期スパンで対応するべくつねに整備され続けてきた、初等中等教育段階の子どもを対象としたキャリア教育である。

それほど長くない歴史を紐解くと、従来の初等中等教育段階におけるキャリア教育は、1999年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続について」(「接続答申」)において、学校から職業への移行、学校教育と職業生活の接続に関する課題と若者の生活や意識の変容をふまえ、「キャリア教育」という用語を公文書として初めて用いられたところから始まった。この答申によって「教育は何ができるのか、何をなさねばならないのか」といった教育の在り方についての包括的な提言がなされたと指摘される (望月 2021)。初期のキャリア教育の主眼はニート・フリーター対策に置かれており、若年層に対して適切な勤労観・職業観を醸成することが目指された。それ以来、初等中等教育段階におけるキャリア教育は、若年層によるマクロに変動する労働環境への適応を大きな目的とし、さらに時代の要請に応じてその姿形を変質させてきたといえる。

キャリア教育自体の問題点も指摘される場所であるが、「閉じた努力」「近代的能力」は「新しい大人」になるための十分条件でなく、「ポスト近代型能力」を獲得するための「開かれた努力」が必要なものとして要請されている (本田 2005)。尾川によれば、こうした要請は資本側から提示されるが、職場や地域が活躍する「新しい大人」を育てるべく、いまや教育の論理もその要請に応えるようになったと指摘される。しかし、「開かれた努力」の共有された具体的方法が示されない今日において、「子ども」にとって「新しい大人」はきわめて達成

困難であり、トランジションをめぐる文化的断絶は解消どころか強化すらされたと指摘されるのである(尾川 2017, pp.77-78)。

とはいえ、キャリア教育がこうした困難さを内包するにせよ、その追求が止まるようには見えない。とりわけ 2010 年代後半の学習指導要領改訂において「総合的な探究の時間」が新設され、キャリア教育が改めて脚光を浴びて以来、その勢いはさらに強くなっているようにも思われる。今後、初等中等教育段階の子どもたちに対して、地域愛着の醸成、「新しい働き方」による職業生活と私生活の充実を両取りするようなキャリア教育が推進される場合、それは人口減少に抗する地方自治体の教育的ソリューションとして重宝されるかもしれない。

しかし、その実現可能性が生み出す陰影の中に失調している論点が沈んでいるとすれば、その影が濃くなってしまいう前に、予め検討の俎上に載せておくことも必要だといえる。本稿では、初等中等教育段階の地方若年層に対して地域愛着を醸成し、「新しい働き方」という選択肢を授けることによって、地方にしながら職業生活の充実を図ることを念頭に置いた新しいキャリア教育の機会について検討する。そして、そこに生じうる生存保障の問題に焦点化し、キャリア教育論の失調可能性をめぐって考察を試みたい。

## 2. 地元を出ること、地元へ帰ること

### 2.1. 地方若年層の U ターンをめぐる 2 つの側面

本研究で焦点を当てるのが、特に高校卒業時の就職・進学を契機として「地元を出る」という地域外流出を選択した地方若年層のキャリア形成における U ターン経験である。

教育社会学の領域で「ローカル・トラック」をめぐる議論を牽引してきた吉川 (2019) は、地域外からの流入人口の少ない地方県が行政・福祉・医療・教育・産業のシステムを良好に維持していくためには、いわゆる「エリート予備層」を県内で生み出し、そうした地元エリート層を可能な限り多く県内に引き留めなければならないと指摘する。その一方で、日本全国の隅々まで広まった大衆教育社会の学歴観は、地方若年層を高学歴取得へと容易に加熱し、「行けるのだったら都会の一流大学に」という高学歴志向を促すと指摘する。その結果として成績上位層であればあるほど地方県からスピアウトしてしまう現象を加速させることになるという(吉川 2019)。そうした地域外流出を選択した特に地方若年層のキャリア形成に対して地方側から寄せられる期待が、地元地域への U ターンである。たとえば、地元に進学先、就職先が少ないため高校卒業後にいったん地域外に出ることが

多いものの、そのまま帰らない、すなわち「流出者」で終えることなく、地域外で大きく育って U ターンして「地域内よそ者」となって帰って来ることを目指した教育が実施されている(樋田・樋田 2018, p.16)。ただし、U ターン者に期待されるのは、転入層と同じく地域に対して「外部」の視点を持つことだけではない。同級生関係など、地元の間人関係をリソースに使用可能とするという意味で、ソーシャル・ネットワークに恵まれ、諸活動のハブになっているという点も重視されている(轡田 2017, p.119)。すなわち、地方における U ターン者に対する期待とは、地域外流出の経験によってその地域が持たないネットワークにアクセスし、その地域から見れば新しい知識やノウハウを手に入れること、そしてそれを既に築いている地域内のネットワークにおいて活用することが可能である点に注がれるといえる。

地域外流出した後に地元へ U ターンした地方若年層がそうしたいわゆる「地域活性化」への志向性を持つのかということ、轡田 (2017) によれば、条件不利地域圏から都市部に出て、その後地元へ U ターンした者においては、「潜在的地元志向」の意識について語る者が少なくないと指摘される。

ただし、そこには重要な分岐が存在している。すなわち、「潜在的地元志向」として、①キャリアを積んで地元へ帰るチャンスをうかがうタイプと、②地元外でのライフキャリアがうまくいかなくなった場合のもう一つの人生の選択肢として地元へ戻ることを考えるタイプという二者に分岐している(轡田 2017, p.224)。前者を①前進的 U ターン、後者を②撤退的 U ターンと表現した場合、「新しい働き方」を駆使してテレワークに従事する U ターン者として描き出されるのは、もっぱら①の前進的 U ターンであるといえる。その一方で、撤退的 U ターンが議論の俎上に載せられることは、ほとんどないといえる。

大都市に一度流出していった後に地元へ U ターンするとき、「新しい働き方」を上手く活用することを前提として、地方に居住しながらテレワークによって都市的な働き方を可能とし、地元地域に対して新しく豊かな「価値」をもたらす存在をより望ましい者として位置づけようとする規範の創出は、一体どのように位置づけられようか。とりわけ、初等中等教育段階のキャリア教育が地元地域におけるワークスタイルとライフスタイルを両立するような新しい価値観を首尾よく醸成できた場合、U ターン者に対して、ライフキャリアがうまくいかなくなったときに撤退を許すセーフティネットとして地元を選ぶことについて、躊躇いを生じさせる余地を同時に埋め込む可能性があるだろう。だとすれば、それは一体どのような意味を持つのだろうか。

## 2.2 「支え合う家族」規範の呪縛

そうした問いを具体的な検討の俎上に載せる前に、若年層の U ターンを取り巻く環境構造の負の側面にも言及しておく必要がある。それは家族の問題のうち、いわゆる「支え合う家族」規範の存在によって、そもそも地域外流出前後の局面において、生活基盤を共有した親子関係から強く拘束を受けてしまうという側面についてである。

大衆教育社会を背景として高学歴取得を目的に地方からの地域外移動が生じるとき、その移動の有無は、個人の意思や選択に完全に依存するわけではない。すなわち、地域移動を伴うトランジションの過程において、個人は特に生まれ育った定位家族の社会経済的状況に影響を受けることとなる。したがって、子どもから大人への移行過程に存在する離家という段階を無視することはできない。

石田によれば、アメリカでは、子どもから大人への移行に関するイベントの生起順序とタイミングだけでなくライフコースのタイムテーブルの規範についても、定位家族の社会経済的格差に規定を受けると指摘される。そして離家するにせよ、経済的自立や結婚の遅れは、定位家族からの支援の継続によって達成され、生まれた家庭の社会経済的な状況がより長期間に渡って若年層の生活に影響を及ぼす可能性が示唆されている（石田 2017）。さらに伊藤によれば、日本において親元にとどまる若年層の多くは、親元からの自立規範を保有し続け、離家の意思を保つと指摘される。しかしながら、福祉機能を家族に委ねる日本社会において「支え合う家族」規範のもと、家庭に経済的余裕がある場合、若者にとって離家は選択的なものとなる。そして、経済的に厳しい家庭の場合、離家はより困難なものとなるという（伊藤 2017）。すなわち、トラッキング研究が学歴取得を目指した若者の都市流出を論じる以前に、あるいは、それも定位家族の社会経済的状況によって格差の産物であるという主張がありうるとして、それは離家の可否が定位家族の社会経済的状況に依存し、ある種の福祉機能としての親子関係に規定されるという点は極めて重要である。この点について、広田が、現代において家族構成員を庇護する重責を担いきれていない家族は少なくないとしながら、家族の流動化・多様化は、従来型の社会保障装置としての重責を個々の家族に押し付け続けることを一層困難なものとし、家族の外部の社会保障の仕組みがこれまで以上に必要であると指摘するところである（広田 2009、p.359）。

すなわち、U ターンとは一前進的 U ターンにせよ、撤退的 U ターンにせよ一、個人のキャリアの問題にとどまらない。日本では「支え合う家族」規範という自助の論

理が社会保障装置の一端を担う状況が成立しており、地域外流出後も同様、家族の存在が地域移動の引力／斥力の一端として働きうるといえる。先行研究で見出されるような、U ターン者が地方という条件不利地域に対して新たな「価値」を与えることを強調する議論は、こうした家族規範を巻き込んで成立するという、ある種の危うさを伴うことについて最大の注意を払う必要があるといえる。

## 3. 「生の無条件保障」と地元・家族

さて、地域社会から期待される U ターン者のイメージとは、もっぱらハイパフォーマーやクリエイティブワーカーであることは、前述した通りである。阿部によれば、「新しい公共」を支える存在とは、「新しい働き方」をする「トランスローカル」なクリエイティブ層であり、彼らは現在「地方創生」に欠かせない存在となっていると指摘される。グローバル志向が強く、会話の中に横文字が頻出する。さらに、ローカルなセンスがあって、ソーシャルな志向が非常に強い。グローバル文化をローカライズするような「ローカルクリエイティブ」という層がそこに存在しているという（阿部 2024）。しかし、U ターン者とはそうした高いパフォーマンスを発揮する存在であらねばならないのかということ、そうでないのは自明である。というのも前述の通り、撤退的な形で都市部からの U ターンを余儀なくする者も存在するためである。U ターン者のパフォーマンスやクリエイティビティに対して地域への社会経済的貢献が期待される時、一転して撤退的 U ターン者に対して地元地域がセーフティネットとなりづらくなる可能性があるのではないだろうか。

この議論の検討に際して、本稿で参照するのは、仁平（2018）による福祉国家論である。仁平は福祉国家におけるベクトルを次の二つに区分する。第一のベクトルは、〈教育〉の論理を重視し、主体の変容を条件・目的にして作動するものである。この第一の〈教育〉の論理をめぐるベクトルは、さらに二つの類型に分類される。第一のベクトルのうち、その第一の類型がワークフェア、特にワークファーストであり、第二の類型がアクティベーションである<sup>9)</sup>。第二のベクトルは、生存保障としての無条件給付であり、仁平によって〈無為〉の論理と表現される。1980 年代以降の先進国の福祉政治は、ワークファーストとアクティベーションとの綱引きという形で進み、〈教育〉の論理の増殖が見られると指摘される。

こうした問題が指摘されるにせよ、初等中等教育段階におけるキャリア教育とは、いうなれば〈教育〉の論理の一つの未来予期的な仮託の一形態であると解釈可能だろう。その意味で、キャリア教育とは、まさに教育と冠

するように、〈教育〉の論理の一種に位置づき、元来、生存の無条件保障と相容れない形で成立しているといえる。撤退的 U ターンが生じる場合において直面しうる問題とは、〈教育〉の論理としてのキャリア教育が U ターン者をハイパフォーマーやクリエイティブワーカーという高い付加価値を持つ存在を想定するため、子ども・若年層が将来的なキャリア形成の段階で地元地域に U ターンする際、〈無為〉に生きられる権利行使に躊躇いを抱きうる点であるといえよう。

仁平 (2014) によれば、国民の無条件保障として存在すべき社会権としてのシティズンシップ概念が共同体への貢献・批判的討議への参加によって市民性が付与されるというアクティヴ・シティズンシップ概念に代替されるという動きとパラレルな形で、ワークフェア、特にワークファーストと呼ばれる流れにおいて権利としての社会保障を縮小し、拙速に労働市場に放逐する動きがあると指摘される。どちらの動きも、人を共同体に貢献する「善き生」と共同体にただ乗りする「悪しき生」にコード化した上で、前者を生る条件にしていくという。そのようにして無条件で生きる権利が縮減される中に、〈教育〉のコードが乗っているというのである (仁平 2014, p.104)。

従来より、教育、そしてキャリア教育が子どもの将来的な U ターンを「地域愛着」というマジックワードに依拠して促進しようとしてきた一方で、新しいキャリア教育が「新しい働き方」を活用するハイパフォーマーやクリエイティブワーカーという具体像を伴おうとするとき、共同体に貢献する「善き生」が難度の高い様式で、しかし実現可能性を想像させやすいように組み込まれる可能性があるといえる。高い難度で規範化された「善き生」を志向するような〈教育〉の論理の極地において、そこに山口 (2014) の批判が見出される。山口は、近代社会は基本的に生存の無条件保障を取らず、労働と教育を生る条件とするドライブがかかっており、労働と教育を生る条件とする言説や制度は、端的に自由を奪うだけではなく、自由の帰属先である人間を死に追いやると指摘する (山口 2014, p.53)。さらに、機会の平等及びメリトクラシーを最優先の規準とせず、生の無条件保障が優先的な規準になるべきであると指摘する (山口 2014, p.53)。〈教育〉の論理の増殖を強く牽制し、生の無条件保障を規範的に上位に置こうとするわけであるが、その論点失調として本稿で想定するのが、撤退的 U ターンのケースなのである。

いま一度整理すると、撤退的 U ターンとは、地元外でのライフキャリアがうまくいかなかった場合のもう一つの人生の選択肢として地元に戻ることを考えるタイプ (轡田 2017, p.224) としての U ターン層を指し示す。

都市部でのライフキャリアが中断危機に瀕し、U ターンせざるをえず、「地元に戻る」という選択肢をとるとき、それは言葉通りもっぱら、「生存」に対してのアジールの役割を一定程度果たす可能性があるといえる。

しかしその一方で、すべての人にとって地元地域がアジールとして機能するとは限らない。家族関係が求心性を強く持とうとも、それが直ちにアジールであると言い切ることはできない。とりわけ家族の社会経済的背景に基づき必要とされる「支え合う家族」規範が家族の相互扶助を求め、そこで苦しむケースがあるということには枚挙に暇がない。さらには、地元の家族を頼ることができず、アジールとして機能しない場合もある。

「春菜って、結局戻る家はあって、家はお父さんいるから、いまこうやって生活できてるから。なんかまだ甘えられてる方だな……。薫はもう、……お母さんもほんとに連絡つかなくてどこにいるかわかんないし、きょうだいも……。結構年離れてるわけ、きょうだいも元気にしてるかわからないし、……お父さんはお父さんでもう連絡、会いにいったら『会いにこないで』みたいな感じで言われた。だからもう、ねえ、……あれは頼る人が周りにいないから、自分でどうにかするしかないっていうのもあるから。」 (上間 2020, p.433)

上間が示す事例のように、社会経済的背景と関連性を持ちながらも、養育機能自体に問題を抱える家庭環境も想定される。それゆえ、地元にいる家族が生存保障を担うことは必ずしも約束されているわけではないし、むしろそれに期待するのは危険であるとさえいえる。

だが、撤退的 U ターン者において、その生存の選択肢の中に「戻る家」があり、そして地元・家族が無条件的にそれを担うことが可能である場合、そこでクリエイティブワーカーやハイパフォーマーのような高度な「善き生」が求められるとすれば——それが近代的家族規範に基づく自助の論理を胚胎するにせよ——、そして現実的に人間にとっての〈居場所〉の一つが奪われる危機に瀕するとすれば、まさに生存の危うさまでもが誘い出されてしまうかもしれない。規範化される一方で、実際のキャリア形成においてそのハードルの高さが存在するとき、「頼る人が周りにいないから、自分でどうにかするしかないっていうのもあるから」 (上間 2020, p.433) と語られる状況は、かえってまさしく人を自助の論理に閉じ込めるといえるだろう。

しかし同時に、前述した「そこでは自分が主体的に仕事をコントロールできるし、それが求められる。例えば、花粉症に悩んでいる人が、花粉の時期に花粉のない北海道や沖縄、海外などで仕事をすることや、育児をしてい

る人が、子どもを保育園に送るために午前中は家から仕事をするといったワークスタイルを望むこともできる」

(松下 2021, pp.158-159) といった例示は、個人や生殖家族によるコントロール可能な領域内の議論であることに気づくだろう。そこには往々にして定位家族に対する介護の問題など、社会経済的な意味合いでの「支え合う家族」規範とは異なった家族に対する責任の引き受けが待ち構えている。そしてそうした定位家族の介護の問題を抱えながら「新しい働き方」がどこまで有効に実行可能なのかという問いを前にすれば、それが万能な解決策であるかのように論じられることには慎重な見方が求められるだろう。

#### 4. まとめ

本稿で取り組んだのは、初等中等教育段階の子ども期において「新しい働き方」を取り入れたキャリア教育を推進することが地方若年層の地域移動を伴うキャリア形成に対していかなる問題を与える可能性があるのかを、社会学の知見に基づきながら、特に生存保障に焦点を当て、批判的に考察することである。

地元は、経済的困難による「離家」の非達成のフィールドであろうとも、縁故を手がかりに、帰ることのできる場として、良くも悪しくも生存の無条件保障をわずかながらでも担保するフィールドとして捉えることができる。無論全てではない上に、理想化すべきともいえないにせよ、家族とは「支え合う」家族規範によって個人の自立を阻害すると同時に、多くのいわゆる「実家」「地元」は、生存の無条件保障を担保しうるアジュールとして機能する側面をもつといえる。しかしながら、そこで期待される U ターン者としてクリエイティブワーカーやハイパフォーマーが想定されるとき、撤退的 U ターンにおいて「負け戦」「出戻り」をすることに輪をかけて追い打ちをかけるように引け目を感じさせる価値観が相対的に広がってしまう場合には、極端な話、人々は社会から居場所を一つ失ってしまうかもしれない。それが COVID-19 パンデミックを介して拡大しつつある「新しい働き方」、そしてそれに基づく初等中等教育におけるキャリア教育に起因する可能性があるとするれば、そこに生起しうる生存保障の問題をめぐって、今後、さらに核心に迫る議論が用意されるべきといえる。

その補助線として、岩下 (2013) は、福祉国家を再編し新しく社会を構想するために重要なのは、職業訓練やシティズンシップ教育をいかに充実させていくか、ということではないと指摘する。つまり、必要なのは教育にできることを見定めたくて適切な限界設定をおこなうと同時に、教育の外部に、教育とは無関係に生存が保障

される社会保障の領域 (たとえばベーシック・インカムなどのセーフティネット) を確保していくことであるという。この議論が提起している重要な論点は、教育の役割をトータルな生存保障—あるいは「福祉 = 幸福 wellbeing」—という視点から、教育以外の領域との関係性を考慮しつつ再設定しなければならないという社会構想の視点であるという (岩下 2013, pp.304-305)。同様に尾川は、「戦後日本型青年期」の検討から明らかなように、個人を対象とするワーク・アクティベーションは、その基盤整備を欠いている (雇用の量や質が経済や市場に完全に従属している) うち効果を示さないと指摘する。教育の効果を厳密に切り分けて測定することは不可能に近いが、効果を発揮するためのセーフティネット構築 (社会形成) や、そのプロセスとしてのソーシャル・アクティベーションを軽視した教育改革や資源配分では、キャリア教育をはじめとする学校教育の取組が社会的投資戦略として機能するとは考えにくいという (尾川 2020, p.52)。

生まれ育った「地元」に対して経済的な価値提供を可能とする「新しい働き方」の台頭によって、生存の無条件保障は間接的に低位に位置づけられてしまう。その人なりに労働に従事し、地元・実家が多少居心地良く、そこに帰れる場所があるとすれば、それを無闇に収奪の対象とすることには留保が必要である。あらゆる領域に「教育」が増殖し、それが時代的背景に後押しされて新たな展開を見せようとする中で、子どもたちが持ちうる可能性のあった「寄り辺」をみすみす奪い取ってしまうことになれば、それは回避すべき副作用かもしれない。ただし同時に、セーフティネット構築を家族に求めることは別様の問題をはらむため、そこに議論の終末を求めてはならないのもたしかである。単なる「地方創生」に資するキャリア教育論にとどまることなく、その一方で、居場所としての地元を失わせる可能性も避けつつ、子どもの未来の生存保障を念頭に置いたキャリア教育のあり方へのさらなる考察が求められる。

#### 註

- (1) 内閣府「選択する未来」委員会「選択する未来 — 人口推計から見えてくる未来像—解説・資料集— URL:[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentakus3\\_1\\_8.html](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentakus3_1_8.html) (最終閲覧日: 2024年9月26日)
- (2) 内閣官房成長戦略会議事務局成長戦略ポータルサイト [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/new\\_workstyle/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/new_workstyle/index.html) (最終閲覧日: 2024年9月26日)
- (3) 「アクティベーション」とは、社会保障の目的とし

て、人々の就労や社会参加を実現し継続させることを前面に掲げ、また、就労及び積極的な求職活動を、社会保障給付の条件としていこうとする発想である。スウェーデン型生活保障や、イギリス労働党が掲げた「第三の道」がこの議論の系譜に属する。「ワークフェア」とは、広い意味でアクティベーションの流れに属しつつも、失業手当などの給付条件として就労を半ば義務づけるような、かなり強制的な手段をとるという発想である（宮本 2009、pp.124-125）。

## 参考文献

- 阿部真大（2024）「地方に生きる若者たちの現在——新しい公共・新しい働き方・新しい家族？」『家族社会学研究』第36巻第1号、pp.64-72。
- 樋田大二郎・樋田有一郎（2018）『人口減少社会と高校魅力化プロジェクト——地域人材育成の教育社会学』明石書店。
- 広田照幸（2009）『格差・秩序不安と教育』世織書房。
- 本田由紀（2005）『多元化する「能力」と日本社会——ハイパー・メリトクラシーのなかで』NTT出版。
- 伊藤秀樹（2017）「親元にとどまる若者——のしかかる「重層的な支出」」石田浩監修・佐藤香編『ライフデザインと希望』勁草書房、pp.83-106。
- 石田浩（2017）「教育とキャリアにみる若者の格差」石田浩監修・編『教育とキャリア』勁草書房、pp.217-242。
- 岩下誠（2013）「新自由主義時代の教育社会史のあり方を考える」広田照幸・橋本伸也・岩下誠編『福祉国家と教育——比較教育社会史の新たな展開に向けて』昭和堂、pp.301-320。
- 吉川徹（2019）『新装版 学歴社会のローカル・トラック——地方からの大学進学』大阪大学出版会。
- 響田竜蔵（2017）『地方暮らしの幸福と若者』勁草書房。
- 響田竜蔵（2024a）「ローカルキャリアの社会学」岸政彦・川野英二編『岩波講座 社会学2 都市・地域』岩波書店、pp.179-200。
- 響田竜蔵（2024b）「ポストアーバン化時代の地方暮らしと「移動する地域」」『家族社会学研究』第36巻第1号、pp.73-88。
- 松下慶太（2021）『ワークスタイル・アフターコロナ——「働きたいように働ける」社会へ』イースト・プレス。
- 宮本太郎（2009）『生活保障——排除しない社会へ』岩波書店。
- 望月由起（2021）『学生・教員・研究者に役立つ進路指導・キャリア教育論——教育社会学の観点を交えて』学事出版。
- 仁平典宏（2014）「再生産レジームと教育の位置——公教育の外側から」広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会——その理論的検討』世織書房、pp.103-126。
- 仁平典宏（2018）「〈教育〉の論理・〈無為〉の論理——生政治の変容の中で」『教育学研究ジャーナル』第22号、pp.43-49。
- 尾川満宏（2017）「児童労働の排除から権利論的キャリア教育論へ——人権・権利の視点でひもとくトランジション問題」『子ども社会研究』23号、pp.69-85。
- 尾川満宏（2020）「社会的投資戦略としてのキャリア教育は可能か？——「権利論的キャリア教育論」を手がかりに」『社会政策』第12巻第1号、pp.42-54。
- 上間陽子（2020）「排除Ⅱ——ひとりで生きる」岸政彦・打越正行・上原健太郎・上間陽子『地元を生きる——沖縄の共同性の社会学』pp.371-435。
- Urry, J. (2000) *Sociology beyond Societies: Mobilities for the Twenty-first Century*; Routledge (=2006、吉原直樹監訳『社会を超える社会学——移動・環境・シチズンシップ』法政大学出版局)。
- 山口毅（2014）「教育に期待してはいけない」広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会——その理論的検討』世織書房、pp.46-60。
- 吉原直樹（2018）『都市社会学——歴史・思想・コミュニティ』東京大学出版会。